

「聖籠町行財政改革大綱」に係る取組方針について

- (1) 「聖籠町行財政改革大綱」に係る取組方針
- (2) 主要事業の一覧

(1) 「聖籠町行財政改革大綱」に係る取組方針

町の現状・
将来の課題

- 税収の減少
- 町債償還の負担増
- 少子・超高齢化
- 公共施設の老朽化

未来を見据え、行財政運営の見直し(=行財政改革)が必要。

【取組期間】
H31年2月～R4年3月

事務事業(行政サービス)の見直し

- 町の全事務事業を対象に、「5つの視点」を評価軸として、事業のあり方の見直しやコストの縮減を実行。

| | |
|---------|--|
| 費用対効果 | コストは縮減できないか？事業の目的をより効果的に達成できる他の手段はないか？ |
| 妥当性 | 他の市町村と比較して、補助率やコストは妥当か？ |
| 受益者負担 | 選択性の高いサービスでは、受益者に対して応分の負担を求められないか？ |
| 政策的優先度 | 優先して実施する必要性のある事業か？ |
| 社会情勢適合性 | 事業の目的や手法は、町民や社会のニーズを満たしているか？ |

※ 主要事業(次頁)については、行財政改革大綱の中で、「5つの視点」に基づく改革の方向性やプロセスを具体的に明示。

各事業について、見直しの前年度と比較した歳入の増加額又は歳出の減少額(=改革によって生み出された財源)を「効果額」として、見直しによる町民への影響等も踏まえて、取組の効果を検証。

- 上記と併せて、「公共施設のあり方の見直し」及び「NPO法人の自立運営に向けた支援」についても検討。

定員管理・組織再編

【聖籠町定員管理計画】

総人件費の抑制による組織の効率化

- 計画的な職員採用、再任用職員の効果的な配置と活用
- 会計年度任用職員制度への適切な移行と活用
- 指定管理者制度の導入等や町民との協働の推進
- 職員のワーク・ライフ・バランスの推進

行政課題に柔軟に対応できる役場組織の構築

- 町民の皆様が使いやすい役場組織への見直し
- 行政課題へ戦略的に対応できる組織への変革
- 組織階層の見直し

(2) 主要事業の一覧

5つの視点:①費用対効果、②妥当性、③受益者負担、④政策的優先度、⑤社会情勢適合性

| 分野 | 名称 | 5つの視点 | | | | | 改革の方向性 |
|--------------------|--------------------|-------|---|---|---|---|-------------------------------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | |
| (1) 総務・ 生活環境 | ① 集会用施設建設費補助金 | | ○ | | | | 補助率の見直し、補助限度額の設定 |
| | ② 地域振興支援事業補助金 | | | | | ○ | 事業の廃止、新たなコミュニティ振興事業の検討 |
| | ③ 循環バス事業 | ○ | | | | ○ | 利用者特性を踏まえた新たな公共交通体系への移行 |
| | ④ 生ごみたい肥化事業 | ○ | | | | | 事業の廃止、循環型社会の構築に向けた取組の検討 |
| | ⑤ 可燃・不燃ごみの無償回収・処理 | ○ | | | | ○ | 不燃ごみ回収頻度の縮小、指定袋の町民負担化に関する検討 |
| (2) 教育・ 子育て | ① 冬季通学バス運行事業 | ○ | | ○ | | | 公共交通全体のあり方を見直しを踏まえた検討 |
| | ② 社会体育・教育施設の利用料免除 | | ○ | ○ | | | 定期利用団体に対する免除規定の縮小、利用料金を見直し |
| (3) 農業・ 産業観光 | ① 農産物販売促進事業 | | ○ | ○ | | | 補助金の廃止、地場物産(株)の抜本的な経営健全化方針の策定 |
| | ② 水田農業確立補助金 | | | | | ○ | 事業の廃止、新たな農業支援策の検討 |
| | ③ 交流館「杜」(飲食事業) | ○ | ○ | | | | 飲食事業の廃止 |
| | ④ まつりイベント事業(補助金) | | | | ○ | | 自己財源の確保、夏まつり・マリンフェスタの同時開催 |
| (4) 福祉 | ① 緊急通報装置設置事業 | | | ○ | | ○ | 利用料の導入、見守りボランティアの活用の検討 |
| | ② 長寿祝金 | | ○ | | ○ | ○ | 支給額・支給時期の見直し |
| | ③ おむつ等給付事業 | | ○ | | | ○ | 受給資格要件の見直し |
| (5) 公共事業 | ① 都市公園等年間維持管理事業 | ○ | | | | ○ | 臨海西公園の廃止、その他の公園に係る維持管理のあり方の検討 |
| | ② 道路整備・維持管理事業と除雪事業 | | | | ○ | | 道路・消雪パイプの新設について精査 |
| | ③ 環境美化事業 | ○ | | | ○ | | 事業規模の縮小、ボランティア活動の促進 |